

令和元年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和元年9月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年9月3日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和元年9月3日	13時49分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員		5番	末次 明	6番	栗野 久明	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 西村 美香子
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	寺崎 一生		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	大串 和人	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己	代表監査委員	太田 博史			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                      |
| 日程第2  |        | 会期の決定   |
| 日程第3  |        | 町政報告<br>提案理由説明                                  |
| 日程第4  | 議案第25号 | 基山町森林環境譲与税基金条例の制定について                           |
| 日程第5  | 議案第26号 | 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第6  | 議案第27号 | 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について               |
| 日程第7  | 議案第28号 | 基山町税条例の一部改正について                                 |
| 日程第8  | 議案第29号 | 基山町手数料条例の一部改正について                               |
| 日程第9  | 議案第30号 | 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第10 | 同意第6号  | 基山町教育長の任命につき同意を求めることについて                        |
| 日程第11 | 議案第31号 | 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約の変更について                 |
| 日程第12 | 議案第32号 | 公工30補（繰）第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ天井）請負契約について    |
| 日程第13 | 議案第33号 | 平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                 |
| 日程第14 | 議案第34号 | 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について       |
| 日程第15 | 議案第35号 | 令和元年度基山町一般会計補正予算（第3号）                           |
| 日程第16 | 議案第36号 | 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第17 | 議案第37号 | 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                    |
| 日程第18 | 議案第38号 | 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）                        |
| 日程第19 | 認定第1号  | 平成30年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第20 | 認定第2号  | 平成30年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                |

- 日程第21 認定第3号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第4号 平成30年度基山町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 報告第4号 平成30年度基山町健全化判断比率等の報告について
- 日程第24 報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第25 決算特別委員会の設置について

～午前9時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
ただいまから令和元年第3回基山町議会定例会を開会します。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、末次明議員と栗野久明議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から20日までの18日間と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

#### 日程第3 町政報告

○議長（品川義則君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和元年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町森林環境譲与税基本条例の制定について」外5件、人事案件が「基山町教育長の任命につき同意を求めることについて」、事業契約案件が「基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約の変更について」、工事請負契約案件が「公工30補（繰）第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ天井）請負契約について」、未処分利益剰余金処分案件が「平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、

事務組合同規約変更案件が「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について」、予算案件が「令和元年度基山町一般会計補正予算（第3号）」外3件、決算認定案件が「平成30年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「平成30年度基山町健全化判断比率等の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月28日に開催され、平成30年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全6議案が審議され原案のとおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、平成30年度歳入歳出決算の認定等について、全5議案が審議され原案どおり可決されました。

次に、令和元年7月21日から22日にかけての大雨についてでございます。

7月21日から22日にかけての梅雨前線による大雨では、役場の雨量計で降り始めからの総雨量が231ミリ、1時間当たりの最大雨量は、21日午前5時から1時間に42ミリを計測しました。

町では、土砂災害警戒情報が発令されたことから7月21日午前6時40分に第1区、第2区、第4区、第6区の中山間地域に避難勧告を発令しました。町民会館に避難された方は72名でした。

この大雨により本町では、道路冠水が県道、町道でそれぞれ2カ所、のり面崩壊が町道11カ所、農業用水路2カ所、林道2カ所で被害が発生しています。今後は被災箇所の復旧を行ってまいります。

次に、消防関係についてでございます。

基山町消防団の夏期訓練を8月25日若基小学校体育館で行いました。訓練は、鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署の指導のもと、普通救命講習を実施しました。講習では、心肺蘇生及びAEDの使用方法を中心に行われ、団員の技術向上を図ることができました。

次に、地方創生事業についてでございます。

基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、7月30日に基山町まち・ひと・しごと創生推進会議を開催し、平成30年度の評価及び令和元年度以降の戦略の見直しについて協議いただきました。また、現在の戦略が本年度で終了することから、第2期の策定を行うため庁内の策定プロジェクトチームを立ち上げました。

次に、選挙関係についてでございます。

7月21日に執行した第25回参議院議員通常選挙につきましては、佐賀県全体の投票率が前回の第24回参議院議員通常選挙から11.44%減少し、45.25%となり、基山町においては11.92%減少し、51.29%となりました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

官民連携によるPFI方式による子育て・若者世帯の定住促進住宅「アモーレ・グランデ基山」につきましては、施設が6月21日に竣工し、7月1日から30戸全て入居されました。

「基山定住サプライズプロジェクト」の一環として行っています「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、8月末現在の申請件数が60件となっております。

住宅金融支援機構と連携して実施しています「フラット35」子育て支援型制度につきましては、8月末現在の利用証明書発行件数は4件となっております。

移住体験住宅につきましては、8月末現在の利用件数が、宮浦体験住宅9件、小倉体験住宅7件となっております。

また、町内の「空き家等売りたい・貸したい人」と、「それを買いたい・借りたい人」をマッチングさせる基山町空き家等情報登録制度（すまいるナビ）につきましては、8月末の登録状況が、空き家提供者5件、空き家の利用希望者21件となっております。

次に、ライチ摘み取り園についてでございます。

平成28年12月に「有限会社ミキファームきやま」と進出協定を締結いたしましたライチ摘み取り園が収穫の時期を迎え、7月4日に内覧会が行われ、8日にプレオープンされました。収穫の初年度となることしは、46本からの収穫に限られ延べ7日間と短い期間でしたが、402名もの来場がありました。来年の本格オープンでは、園部地区の観光の目玉となることが期待されます。

次に、「第32回きのくに祭り」についてでございます。

7月20日に「第32回きのくに祭り」が開催されました。本年度は、町制施行80周年を記念して基山町出身でふるさと大使の「どぶろっく」をゲストとして迎え、パレードから参加し

ていただきオープニングイベントを盛り上げていただきました。

なお、当日はあいにくの雨天で綱引きが中止になり、ステージイベントも一部変更して行われましたが、町内外から約8,000人の来場がありました。

次に、文化事業についてでございます。

第43回全国高等学校総合文化祭放送部門が7月31日、8月1日の2日間にわたり、町民会館及び総合体育館を会場に開催されました。全国各都道府県の予選を勝ち抜いた高校生を初め、応援者その他の関係者を含め、約2,000名の皆様に御来場いただきました。

次に、きやま創作劇についてでございます。

本年度は町制施行80周年記念の節目の年になることから、創作劇の原点である「こころつないで～基肆城に秘められたおもい～」の上演を決定しました。6月13日に説明会を行い、12月の公演に向けて6月29日から練習を行っております。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病の予防や疾病の早期発見のための総合健診として、特定健診及び各種がん検診を5月と6月にそれぞれ7日間、計14日間実施しました。

例年どおり、効率的な対応や働く子育て世代のための対応として、事前予約制による当日の待ち時間の短縮や特定健診とがん検診の同日受診の設定、土日健診の実施及び基山町母子保健推進委員の協力のもと託児日設定を行い実施しました。

また、国保のほうで保健センターでの特定健診を受診される方のうち、希望者にはピロリ菌検査や特定健診後の保健指導を健診結果説明会として実施しました。

次に、高齢者福祉関係についてでございます。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組みの一環として、地域住民、関係者、関係団体が一体となり、7月28日に第2区にて認知症声かけ訓練を実施し、44名の方が参加されました。

当日は、6グループに分かれ、認知症の方への気づきや積極的な声かけの訓練を行いました。参加者からは、話しかけるタイミングが難しかった。声かけの方法などを学ぶことができ、勉強になりました等の感想がありました。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

本年度も、夏期休業中のひまわり教室利用者がふえましたので、基山小学校のランチルームを借用し、全ての申し込み者を受け入れ運営を行いました。

また、7月から要配慮児童対応支援員派遣業務委託をし、専門的な知識を持った対応支援員により、要配慮児童へのきめ細かな対応や支援員への指導・助言を行っています。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

8月2日、3日に基山町青少年育成町民会議主催の青少年夏期研修が、基山町合宿所を宿泊所として、小・中学生34名が参加し、実施されました。

2日は福岡市にある福岡市民防災センター、3日は福岡市にあるマリンワールドの見学を実施されました。2日間の集団行動を通じ、防災意識の向上、学校や学年が違う子どもたちがお互いに協力し合うことやルールを守ることの大切さを学びました。

次に、多文化共生事業についてでございます。

基山で暮らす外国人の方々が地域とつながりともに活躍できる橋渡しとなる「きやま・くらしの日本語教室 あみいご」を毎月開催しています。テーマにつきましては、「病院の受診について」等とし、日本での生活について学んでいただいております。

また、町民を対象に外国の文化や言葉を知る機会として、8月25日にスペイン語による「外国の絵本読み聞かせ会」を開催し、30名の方に参加いただきました。

次に、生活環境事業についてでございます。

6月2日に県内一斉美化活動を町内の各区で取り組んでいただき、可燃物等約5.7トンが集まり町内美化を進めていただきました。

また、鳥栖市との連携事業である「親子で川の生き物調査～水生生物調査～」を7月28日に基山会場、8月3日には鳥栖会場で実施しました。この事業は、川の中に住んでいる生き物の種類により川の汚れの調査を行うもので、基山会場の基山共同乾燥場には19組44名の参加があり、調査によりきれいな川との結果が出ました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。4月からの申し込み件数は、現在5人槽が6件、7人槽が2件、計8件となっております。今後も継続して設置補助の募集を行っていきます。

次に、道路関係工事についてでございます。

道工31補第1号跨線橋橋梁補修工事（基山駅通り橋）につきましては、令和元年8月1日から令和元年12月20日までの工期で、株式会社堀田工務店が1,112万1,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

次に、基山っ子みらい館建設工事についてでございます。

基山っ子みらい館（仮称）建設工事につきましては、令和元年6月14日から令和2年3月10日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4億8,290万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は20%でございます。

基山っ子みらい館（仮称）建設工事（機械設備）につきましては、令和元年6月14日から令和2年3月19日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が5,863万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

次に、小・中学校補充学習事業についてでございます。

小学6年生を対象にした放課後補充学習を、6月19日から基山小学校34名、若基小学校23名の参加により実施しています。

昨年度から新たに開始した小学3年生を対象にした放課後補充学習を6月19日から基山小学校52名、若基小学校24名の参加により実施しています。

教科は算数を対象として民間の学習塾の事業者に事業を委託し、主体的な学習の仕方をも身につけさせ、基礎的・基本的な学力の定着及び活用力の向上を図ることを目的としています。

基山中学校補充学習事業については、一、二年生を対象にした放課後学習会を6月3日から実施しております。また、3年生を対象にした土曜学習会を9月下旬から開始する予定にしております。放課後学習会は104名の参加により、補充学習支援員の支援のもと、数学と英語を基本に自学自習形式で学習会を実施しています。

次に、九州中学校体育大会及び全国中学校体育大会についてでございます。

九州大会及び全国大会が8月に開催され、九州大会には水泳、空手道、バドミントン、柔道個人の4競技に7名が出場し、全国大会には柔道個人女子1名が出場しました。選手たちは日ごろの練習の成果を十分発揮いたしました。

次に、図書館事業についてでございます。

基山町立図書館は、開館から3年を迎え、8月10日に入館者が50万人を達成しました。50万人目の利用者の方に花束と記念品を贈り、利用者の方々とともに50万人達成を祝いました。

また、7月10日、12日に「セカンドブックプレゼント事業」、7月19日にブックスタート事業、8月1日に「モザイクチップコースターを作ろう」、8月8日に「夢のトラックの絵

をかこう」等、児童を対象とした事業や、8月31日には「クリーニングデイ佐賀with大字基山」を行い、多くの方々に参加していただきました。

今後とも、知・学・交流の拠点として魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館を目指して推進してまいります。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

7月末時点では、1万7,636件、2億3,796万円の寄附申し込みをいただいております。

昨年の同時期と比較しますと、件数で1.5倍、金額で0.9倍となっております。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

**日程第4～24 議案第25号～議案第30号、同意第6号、議案第31号～議案第38号、認定第1号～認定第4号、報告第4号、報告第5号**

**○議長（品川義則君）**

日程4. 議案第25号から日程第9. 議案第30号まで、日程第10. 同意第6号、日程第11. 議案第31号から日程第18. 議案第38号まで、日程第19. 認定第1号から日程第22. 認定第4号まで、日程第23. 報告第4号、日程第24. 報告第5号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

**○町長（松田一也君）（登壇）**

それでは、令和元年第3回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件6件、人事案件1件、事業契約案件1件、工事請負契約案件1件、未処分利益剰余金処分案件1件、事務組合同規約変更案件1件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項2件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第25号 基山町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布されたことに伴い、森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、及び運用するため、基山町森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第26号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録証明書に旧氏の記載をするため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第27号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

基山町立地適正化計画を策定するに当たり、基山町都市計画審議会設置条例第4条に規定する専門委員により専門部会を設置するため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第28号 基山町税条例の一部改正についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、個人住民税の非課税の範囲に関する規定、軽自動車税のグリーン化特例に関する規定、軽自動車税の環境性能割の特例軽減に関する規定等が改正されたことに伴い、基山町税条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第29号 基山町手数料条例の一部改正についてでございます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律が公布され、工業標準化法が改正されたことに伴い、日本工業規格の名称が日本産業規格に変更されたため、基山町手数料条例を改正するものでございます。

次に、議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が公布され、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第6号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町教育長につきましては、任期満了に伴い、新たに柴田昌範氏を基山町教育長に任命したいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議

会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第31号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約の変更についてでございます。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第12条の規定に基づき、平成30年4月12日に議決された議案第18号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約について、変更契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第15号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第32号 公工30補（繰）第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ天井）請負契約についてでございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、令和元年8月19日指名競争入札に付した「公工30補（繰）第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ天井）」について、請負契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第33号 平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第34号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、「西佐賀水道企業団」を「佐賀縣市町総合事務組合」から脱退させ、これに伴い、「佐賀縣市町総合事務組合規約」を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第35号から議案第38号までは、令和元年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第35号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正

予算として2億7,539万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも75億7,652万3,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、災害復旧費についてでございます。

本年7月の豪雨により被災した町道、里道、農業用水路及び林道などの災害復旧費を追加するものでございます。速やかに復旧に取り組んでまいりたいと考えております。また、昨年7月の豪雨で被災した丸林地区の農業用水路の追加での災害復旧工事も計画しております。

補正額は、6,895万6,000円でございます。

次に、基山保育園等建設事業についてでございます。

現在建設中の基山っ子みらい館の備品購入費や開発に伴う消火栓の設置負担金などを追加するものでございます。

補正額は、1,736万9,000円でございます。

次に、道路橋梁費についてでございます。

箱町・麦尾線の補修工事や町道黒谷線、牛会・八ツ並線の舗装補修工事を追加するものでございます。

補正額は、2,661万3,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、他の内容については担当課長より説明いたします。

議案第36号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として6,531万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも20億9,203万1,000円となります。

なお、補正予算の内容は、繰越金の額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第37号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として1,917万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも2億6,267万3,000円となります。

なお、補正予算の内容は、保険料の当初賦課額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第38号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として168万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと

予算総額は5億3,423万2,000円となります。

なお、補正予算の内容は、修繕費、工事費の増額等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、認定第1号から認定第3号までは、平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成30年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、平成30年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。

概要について説明させていただきますので、その説明書をもとに説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、2ページをごらんいただければというふうに思います。

まずは、一般会計の決算規模についてでございます。

歳入が約83億5,000万円、歳出が79億7,000万円と過去最高になっております。加えて、それぞれ約14億円、そして歳出のほうが16億円の繰り越しがあり、これらを加えると、30年度の実質的な決算規模は3桁、九十数億円というふうな、そういう形になるわけでございます。

こういった突出した大きい額になっている理由といたしましては、この年度に子育て支援や定住促進にかかわる大型プロジェクトに関する事業費が集中したこと。保育園も今建てていますが、予算的には30年度の決算の中に入っておりますのでそういったもの。そして、7月の豪雨災害に対する復旧費が膨らんだということもございます。この2つのことが30年度に集中をいたしましたので、まず決算総額が非常に大きなものになっているというふうな、そういうことでございます。繰り越ししておりますので、一応多くが繰り越ししておりますので80億円台になっていますけど、また繰り越した分が今度は令和元年度に入ってきますので、令和元年度がまた大きい決算額になるというふうな、そういうことになるかというふうに思います。

次に、歳入について見ていきたいと思っております。3ページをごらんください。

まず、町税では個人町民税が1.5%、軽自動車税が5.4%増加し、固定資産税が2.1%、町たばこ税が3.2%減少し、町税全体では0.5%減の1,087万円の減少となりました。また、8ページの国庫支出金につきましては、基山バディ認定こども園の施設整備に係る保育所等整

備交付金が1億1,435万円、基山保育園の施設整備に係る地方創生拠点整備交付金が2億9,403万円の増加となって、全体では1億2,579万円の増加になっているところでございます。

また2ページに戻っていただきまして、下から数段目の財産収入でございますが、財産収入は、実松川総合流域防災事業に伴う町有財産の売り払い等により不動産売却収入が1億4,208万円の増となり、全体では1億3,631万円の増となっているところでございます。また、繰入金では、子育て支援の推進や災害復旧事業などに基金を活用したことにより、全体で4億1,302万円の増となっているところでございます。諸収入も、土地開発公社貸付金元利収入やスポーツ振興くじ助成金の増などによって、全体で1億2,520万円の増となっているところでございます。

一方、寄附金のほうでございますが、ふるさと応援寄附金が6,176万円、企業版ふるさと納税寄附金が1,570万円の減などにより前年度比6.5%の減になっているところでございます。また、町債では、義務教育施設整備事業債、一般補助施設整備等事業債の減などにより、全体では3億4,857万円の減となっているところでございます。

続きまして、10ページをごらんいただければと思います。

10ページが歳出の状況でございますが、昨年度、30年度は例年でない、災害復旧費が突出しており、執行した全体の42%、残りは繰り越したわけですけれども、執行した全体の42%の事業費だけでも、例年を大きく上回っているところでございます。また、総務費が地方創生拠点整備基金費の新設により、2億9,576万円、基山保育園の分でございます。基山っ子みらい館の分でございますけど——の増となっているところでございます。

次に、民生費では、基山バディ認定こども園に対する保育所等整備事業費補助金や基山保育園建設事業費などにより8,157万円の増となっています。また、衛生費も、子育て世代包括支援センター関係の経費や久留米大学との連携による健康増進計画の策定などにより、1,444万円の増となっております。

一方、農林水産業費では、前年度のジビエ解体処理施設建設、さが園芸農業者育成対策事業の完了などによる前年度に対しての反動減により、1億4,238万円の減となっているところでございます。前年度が多かったということですね。29年度が多かったのも、その反動減ということでございます。また、教育費も同じように、29年度に基山中学校大規模改造事業、基山小学校、若基小学校教室エアコン設置事業、合宿所建設事業などが行われましたので、その完了による反動減で、4億5,577万円の減となっているところでございます。

以上が決算、そして歳入歳出の主なものでございまして、これからは12ページより重立った項目についてここに記載しておりますので、その中の私のほうからトピック的に取り上げさせていただければということにつきまして、チョイスして説明させていただきたいと思えます。

まずは12ページの(2)総務費の中の、③の基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実践についてでございます。

これにつきましては、総合戦略に基づいて「地域ぐるみの子育て応援プロジェクト」というのを総合戦略の中に書いておりましたので、これを推進するため取り組み内容に基山町独自の無料職業紹介所（基山町版ハローワーク）と連携した就労支援施設「基山っ子みらい館」の整備計画で、地方創生拠点整備交付金、約3億円を獲得したところでございます。

それから、次は飛びまして14ページをごらんいただければと思いますが、14ページの⑫地域おこし協力隊事業及び集落支援員事業についてでございます。

まずは地域おこし協力隊につきましては、平成30年度に基山に移り住んだ2人が、スポーツ振興、そして観光振興などの取り組みをしました。また、29年度に任期満了した隊員の方が、基山において結婚、出産等あり、基山に定住され、基山町地域おこし協力隊起業支援補助金を活用して、ゲストハウスを起業されるというふうな、まさに地域おこし協力隊のモデルになるような活動をやっていただいたことも特出すべきことかなというふうに思っております。

地域おこし協力隊だけではなくて、集落支援員も3人着任し——着任というか、基山の方でございますが、うち2人が産業振興分野で雇用・就労支援及び特産品開発・農産物加工支援などの活動を通じて、地域の課題解決や地域の活性化の支援を行い大きな成果を上げていただいているのではないかというふうに思っております。また、もう一人の方もまちづくり分野の自治会活動のコーディネーターとして、地域支援活動などに取り組んでいただいているところでございます。

基山町地域おこし協力隊、集落支援員は非常にそういう意味ではハイパフォーマンスで上げていただいているのではないかというふうに思っているところでございます。

その次の⑬移住・定住促進事業についてでございます。

移住体験住宅については、平成29年5月より小倉と宮浦の2棟で運用を開始しており、平成30年度は、全国各地から23組56名の方の利用がありました。

それ以外にも、子育て・若者世帯の住宅取得補助金、そして新婚世帯家賃補助金などによって、そしてPFI住宅も含めて、これはことしになってからでございますけれども、今年度でございますが、そういう活動もあわせて、基山町への移住・定住についてもかなりの成果が出ているのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、16ページをお開きいただきたいというふうに思います。

16ページの(3)民生費の中の、①社会福祉についてでございます。

平成30年度にリニューアルオープンした「多世代交流センター憩の家」では、高齢者の生きがいづくり、そして子育て環境の充実、障がい者支援施策を一体的に実施することによって、各世代の孤立化を防止し、世代間交流事業の契機となる取り組みが今まさに始まっているというふうに考えているところでございます。

今後はこういった動きをさらに強化、充実させていながら、真の意味での多世代交流を達成していけたらいいなというふうに思っているところでございます。

次が17ページでございます。

17ページの⑤防犯対策でございます。

やはり町の根本は安心・安全なまちづくりということで、各種団体の協力により、地域での見守り活動の推進、青色回転灯積載車による防犯パトロール等の実施、そのパトロールは30年度に125回行われているところでございます。

また、防犯灯や防犯カメラにつきましても、点検、そして交換、新たな新規の設置等を行っているところでございまして、30年度末には累積設置台数が、防犯灯が1,118基、そして防犯カメラが54基というふうになっているところでございます。

今後とも安心・安全のために防犯灯・防犯カメラにつきましても、地域の要望等に応じていながら充実させていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次は、19ページをごらんください。

19ページの⑮保育所等整備事業でございます。

これは平成29年11月に策定した基山町保育所整備基本構想で基山町立保育所を、新しい町立保育所1園、民間保育所1園の2園で整備するというふうに構想の中で決定し、まずは民間保育所について設置、運営事業者の公募型プロポーザル募集を行い、平成29年12月に社会福祉法人新芽会に決定し、30年度にその社会福祉法人新芽会が建設した基山バディ認定こども園の整備費に対して助成を行ったところでございます。基山バディ認定こども園は、本年

4月に開園し、非常に順調に基山町の子育て支援に大きな役割を果たしていただいているというふうに思っております。

続きまして、その下の⑩保育所運営でございます。

町立保育所のほうでは、子どもたちそれぞれの段階における発達を助長し、豊かな人間性を持った子どもたちを育てるということを保育方針に、基本的な生活習慣や態度を身につけるように保育を行ったところでございます。

30年度も一時保育事業に取り組み、園庭開放、それから収穫体験による食育など、公立保育園としてのさまざまな取り組みを進めたところでございます。

基山町立保育所等の建設については、29年度、先ほど申した基本構想に基づいて、設計業務委託を行い基本設計、実施設計を作成し、平成31年1月、30年度の末ぐらいから建設事業予定地で造成工事が着手して、今まさに進んでいるところでございます。

続きまして、20ページをごらんください。

20ページの⑰ひとり親福祉についてでございます。

ひとり親福祉も基山町において充実させなければいけない一つということで、基山町独自の施策として平成30年4月に保険診療分から、医療費の一部負担金全額を補助するというふうな、そういう事業を始めたということでございます。

続きまして、飛びますけど23ページをごらんいただければと思います。

23ページの(6)農林水産業費の中の、③農業振興費の中のダブルジビエ活用プロジェクト、一部になりますけどダブルジビエ活用プロジェクトのところでございますが、イノシシとエミューのダブルジビエということで、30年度より解体処理施設を開所し、その解体を初年度、30年度から行い、30年度はイノシシ9頭、そしてエミュー65羽の解体処理を行ってきているということでございます。

今後は、イノシシについての数をふやしていくとともに、エミューにつきましては育成するエミューの数をふやしながら処理をふやしていかないと、処理だけしていきまるとどんどん数が減っていきますので、その辺のバランスを考え、出口も考え、まさに農林水産業の振興として考えていければというふうに思っているところでございます。

28ページをお願いいたします。

28ページの(10)教育費の中の、⑦図書館費でございます。

先ほどの町政報告の中にもありましたが、予定より大分早く本年8月に50万人を達成して

います。それ以外も、毎月2回の定例のお話会であったり毎年恒例になってきました竹あかりナイトとか、それから5月の連休や夏休み期間中に子ども向けのスペシャルお話会、絵画教室、そして特別展示企画展として、30年度は「名護屋城跡及び陣跡展」、そして「現代の刀工金田國真展」なども開催したところで、まさに図書館を1つの交流の拠点としているいろいろな事業が30年度も展開されてきましたし、これからも展開していければというふうに思っているところでございます。

それから、29ページ、次のページでございしますが、⑨保健体育でございしますが、これは残念ながら30年度は町民体育大会は台風のために開催できませんでしたが、区対抗スポーツ大会、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭、そして第27回きやまロードレース大会など、そういうスポーツ振興、そして健康増進、地域住民の触れ合いに取り組んでいたところでございます。

体育施設、30年度年間1万421件、延べ人数が26万9,355人の方に御利用いただいたということで、今後ともスポーツの町基山として頑張っていけたらというふうに思っているところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただければと思います。

29ページからですね、そして30ページの(11)災害復旧費の中の、②林業施設現年発生災害復旧ということでございしますが、昨年の災害は非常に大きいものでございましたけれども、特に全31カ所、60工区が被災をしたところでございますけど、まずは町のシンボルである基山（きざん）への通行を可能にするため林道寺谷線の応急仮復旧を早急に行ったところでございます。応急仮復旧、査定前復旧という余りうちではやらないことを特別に国、県に協力を求めてやったところでございます。また、被害が大規模だった16カ所については、国、県の査定、これは査定をちゃんと受けて、査定の後に早急の復旧が取りかかれるように工夫して、測量設計業務を3業者に委託してやったところでございます。災害復旧の中でいろいろな工夫をしていながらやったというふうな、そういうことでございます。30年度の決算、個別を見ていく上においては、やはり何といても7月の災害、そしてそれに伴う災害復旧、まだ全部が終わっていない部分もございします。亀の甲であったり、丸林、そして基山（きざん）、それから神社、幾つかまだやっていないところがありますので、そういったところをまたきちっとやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

一般会計の決算に係る主な成果説明は以上でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

31ページをごらんいただければというふうに思います。

平成30年度の決算を見ますと、全体では7,503万1,000円の黒字になりました。前年の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支でも1,152万2,000円の黒字というふうになっているところがございます。ただ、実質的に黒字だった国民健康保険一本化に行くのにもかかわらず非常によく、税率を引き上げる必要もないのではないかとということも思われる方も多いかとは思いますが、ここからは、この中にはまだ書いておりませんので、また今後詳しく説明していくわけなんですけれども、令和元年度中に平成30年度の普通交付金の返還金として、約3,400万円を返還しなければいけない見通しというふうになっているところがございます。その額を考慮いたしますと、本当の意味での30年度の実質単年度収支は約2,300万円ぐらいの赤字になるというふうな、そういうことでございます。またこの辺につきましては、別の機会ですべて説明させていただきながら、また来年度に向けて税率をどうしていくかというのをいろいろ説明、そして議論させていただければというふうに思っているところでございます。

なお、保険給付費につきましては、本年度は前年度に比べて717万2,000円の減となっているというふうな、そういうことでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者数は2,343人であり、昨年度よりもまた112名増加しているところがございます。しばらくの間、恐らく15年間ぐらいはずっと増加していくという見込みが立っているところでございます。

また、平成30年度の保険料は、調定額が1億8,083万5,400円、収入済額が1億8,105万8,900円でございます。還付未済額は30万1,500円で、収納率が99.96%ということで非常にいい収納率になっているところがございます。

これら3つの各会計一般、国保、そして後期高齢者の決算の詳細につきましては、また担当課長より説明させていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、認定第4号 平成30年度基山町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

この別冊に平成30年度の下水道事業会計決算に係る主要な施策の成果の説明書というもの

をお手元に差し上げております。概要について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本町の下水道は、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めております。平成30年度末での整備状況は、事業認可区域が272ヘクタールとなりました。

そのうち下水道整備済み区域は268.0ヘクタールで、事業認可区域内の整備率は98.5%となり、全体計画の556.5ヘクタールに対して48.2%の整備率となっています。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は77.6%となっており、整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は98.4%となっているところでございます。

平成30年度決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額4億75万6,000円に対しまして、決算額4億211万2,000円となっています。

支出につきましては、予算額3億8,935万3,000円に対しまして、決算額は3億6,978万3,000円となっております。

この収入支出決算額から、それぞれ消費税及び地方消費税を除いて差し引きした結果、3,042万5,000円が当年度の純利益となっています。

次に、資本的収入及び支出について、収入につきましては、予算額5,735万3,000円に対しまして、決算額5,773万4,000円となっております。

また、支出につきましては、予算額1億4,828万1,000円に対しまして、決算額1億4,459万8,000円となります。

この結果、8,686万4,000円の不足額となっております。この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額320万6,000円、当年度損益勘定留保資金7,649万1,000円及び繰越利益剰余金処分額716万7,000円で補填しているところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきたいと思いますが、下水道につきましては、今回最終処分場の問題、そして合併浄化槽区域の見直し等々が現在進行形で動いておりますので、この30年度決算とあわせて、そこらあたりもきちんとした形で御説明できたらいいというふうに思っているところでございます。

最後に、報告第4号 平成30年度基山町健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することになっておりますので、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査につきましては、8月7日に基山町監査委員に依頼し、8月21日に審査意見書を提出していただきました。今回その写しを付して報告させていただいているところでございます。

健全化判断比率につきましては、基山町は、実質赤字比率、赤字なし、連結実質赤字比率、赤字なし、実質公債費比率9.3、将来負担比率、算出なしとなっております。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく審議いただき御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（品川義則君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）**

報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について、概要を説明いたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

このため、本町教育委員会では平成30年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要・活動実績並びに平成30年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について事務事業の点検及び評価を別添のとおり取りまとめました。

また、本報告書については、同法第26条第2項の規定に、事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されています。

このため、学識経験を有する3名の方に平成30年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についての御意見をお伺いいたしました。

それでは、本報告書の内容を御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

1ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をいたしております。

2ページをお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページにかけて、平成30年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員の活動実績を記載しております。

6 ページをお願いいたします。

6 ページは、事務事業の評価の方法及び点検・評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

7 ページをお願いいたします。7 ページに主要施策の評価として、平成30年度基山町教育の基本方針の重点目標を記載し、これに基づいて、8 ページから22ページまで、それぞれの施策の目標と取り組み状況と成果、自己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

今年度も、①の取組と自己評価、②課題解決に向けた今後の方向性については、該当する項目でそれぞれ詳しく表記しております。

23ページをお願いいたします。

23ページから平成30年度基山町教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、8月20日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上で、報告5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

#### ○議長（品川義則君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで11時まで休憩いたします。

～午前10時43分 休憩～

～午前11時 再開～

#### ○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第25号の詳細説明を求めます。寺崎産業振興課長。

#### ○産業振興課長（寺崎一生君）

それでは、議案第25号 基山町森林環境譲与税基金条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

この条例につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、平成31年度から譲与される森林環境譲与税を町が実施する森林整備やその整備に関する事業等の財源として適切に管理し、運用するために条例を制定するものでございます。

第1条では条例の目的を定め、第2条から第5条では基金の積立額、運用益等の管理、運用方法を定めております。

第6条では基金を事業の財源に充てるための処分について定めており、基金は森林の整備や人材の育成、確保、公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、その他森林の整備に関する施策等に充ててまいりたいと考えております。

なお、附則では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で議案第25号 基山町森林環境譲与税基金条例の制定について、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（品川義則君）

次に、議案第26号の詳細説明を求めます。毛利住民課長。

#### ○住民課長（毛利博司君）

それでは、第26号議案 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部も改正されたことに伴いまして、印鑑登録証明書に旧氏の記載をするため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正させていただくものでございます。

改正の内容につきましては、本年11月5日から住民票の写しやマイナンバーカードに旧氏併記が可能になりました。旧氏を使用しながら活動する女性の活躍推進が図られているため、印鑑登録証明書についても同時に旧氏の記載ができるように規定の整備を行い、氏に変更があった者からの請求に基づき、住民票に旧氏が記録された場合に印鑑登録証明書に旧氏が記

載できるようにするものでございます。

それでは、議案資料1ページ、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。

今回の条文の改正につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う条文の整備でございます。

第2条につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、「本町の住民基本台帳」から「本町が備える住民基本台帳」に文言が変更になりましたので、改正させていただいております。

続きまして、第5条第2項第1号と第2号につきましては、印鑑登録申請が可能になることに伴い、「旧氏」を挿入させていただいております。その下の第3項の「記録されている」を「記録がされている」に文言を改正させていただいております。

第6条第1項の印鑑登録に関する記録媒体として、現在は「磁気テープ」を使用しておりませんので、「磁気ディスク」に改正をさせていただいております。

最後に、2ページの第11条第1項第3号に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を挿入させていただいております。

この条例につきましては、令和元年11月5日から施行いたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（品川義則君）

次に、議案第27号の詳細説明を求めます。亀山定住促進課長。

#### ○定住促進課長（亀山博史君）

それでは、議案第27号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

議案書は4ページ、5ページをごらんください。

基山町立地適正化計画につきましては、ただいま策定中でございますけれども、基山町都市計画審議会設置条例第4条に規定する専門委員により専門部会を設置するため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。

議案資料の3ページ、4ページに新旧対照表をつけさせておりますけれども、追加資料の1ページをごらんください。

現在、基山町で策定を進めております立地適正化計画につきましては、都市計画審議会に

諮問し答申をいただくこととしておりますけれども、都市計画審議会専門委員におきまして構成しました立地適正化計画検討部会において、計画案を検討したものを都市計画審議会へ報告をしてもらうことと事務局では考えております。

専門委員による検討部会の設置につきましては、今後開催されます都市計画審議会の中において設置を検討していただくこととしておりますけれども、その準備といたしまして、今回の条例整備の必要がございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行させていただきたいというふうに考えております。

以上のとおり御提案させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（品川義則君）**

次に、議案第28号の詳細説明を求めます。寺崎税務課長。

**○税務課長（寺崎博文君）**

議案第28号 基山町税条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は6ページから、議案資料は5ページからでございます。

議案資料のほうで改正の概要を説明させていただきます。議案資料のほうをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、本年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する等の法律に基づき、税条例を改正するものでございます。

主な改正内容について説明させていただきます。

まず、個人住民税の非課税措置についてでございます。

個人住民税においては、一定の事由に該当するものについて非課税の措置を講じておりますが、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得額が135万円以下であるひとり親の単身児童扶養者に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものでございます。

施行期日は、令和3年1月1日でございます。

次に、軽自動車関係でございます。

令和元年10月1日以後の軽自動車税の取得に対しては、環境性能割が創設され、今までの軽自動車税は種別割となることとなっております。

1点目といたしまして、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減でございます。消費税率引き上げに伴う自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得した自家用軽自動車について、環境性能割の税率1%分を臨時的に軽減するものでございます。この措置による減収分については、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

施行期日は、令和元年10月1日でございます。

2点目といたしまして、グリーン化特例（軽課）の見直しでございます。

軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）につきましては、その性能区分に応じ税率の軽減措置が行われているところでございますが、環境性能割の導入を契機にグリーン化特例（軽課）の適用対象を電気自動車等に限定する改正でございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

なお、消費税率引き上げに配慮し、現行のグリーン化特例（軽課）を2年間延長いたしまして、令和3年4月1日以後に初回新車登録、または新規検査を受けた軽自動車から適用することとなります。

次に、議案資料の10ページからの新旧対照表で主な改正上の説明をさせていただきます。

議案資料の10ページをお願いいたします。

今回の条例改正は条立てとなっております。第1条、基山町税条例の一部改正でございます。第36条の2、町民税の申告でございますが、申告書記載事項の簡素化に伴う改正を行っております。

第36条の3の2でございますが、個人の町民税に係る給与所得者の「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、その記載事項に「単身児童扶養者」を追加する改正でございます。

次に、第36条の3の2でございます。

個人の町民税に係る公的年金等受給者の「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、その記載事項に「単身児童扶養者」を追加する改正でございます。

次に、議案資料の12ページをお願いいたします。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税についてでございます。

地方税法第451条第1項第1号に掲げる軽自動車税について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合、環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設

したものでございます。

次に、附則第15条の2の2でございます。

附則第15条の2を新設したことによる条ずれの改正及び軽自動車税環境性能割の賦課徴収の特例を新設する改正でございます。

議案資料の13ページをお願いいたします。

附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例でございます。

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽自動車に係る軽自動車税環境性能割の税率を1%分臨時的軽減する規定を新設するものでございます。

次に、附則第16条でございます。

軽自動車税種別割のグリーン化特例について、重課の規定を整備して、令和2年度及び令和3年度分の経過について新設する改正でございます。

次に、議案資料15ページをお願いいたします。

附則第16条の2でございます。軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について新設する改正でございます。

議案資料の16ページをお願いいたします。

第2条、基山町税条例の一部改正でございます。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲でございますが、「単身児童扶養者」を非課税措置対象に追加する改正でございます。

次に、附則第16条でございます。

令和4年度及び令和5年度分の軽自動車税種別割のグリーン化特例について、電気自動車等に限った上で適用する規定を新設する規定の整備でございます。

主な改正上の説明は以上でございますが、このほかに条ずれ、項ずれによる規定の整備等を行っております。

最後に、議案資料の6ページと7ページに改正条文の概要、8ページと9ページに主な改正内容の資料をおつけさせていただいておりますので、後もってお目通しをいただければと思います。

以上で詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（品川義則君）**

次に、議案第30号の詳細説明を求めます。今泉こども課長。

## ○こども課長（今泉雅己君）

それでは、議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、令和元年5月31日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に基づき、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正をお願いするものでございます。

改正点につきましては、議案資料の19ページの一部改正する条例の概要にて説明させていただきます。

主な改正内容については4点でございます。

1点目は、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございます。

幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費については、原則保護者は保育所、認定こども園等に支払うことになるため、主食の提供に要する費用に加え、副食費についても保育所、認定こども園の保護者から支払いを受けることができる費用となります。

ただし、保護者の所得割合合算額が1号認定、認定こども園等、新制度移行幼稚園になりますけれども——が7万7,101円未満、2号認定、3歳以上の保育園児になりますけれども、こちらについては5万7,700円未満については、実費徴収外となり、施設型給付費で4,500円加算されて園に給付されるものです。今までの多子軽減による保育料無償化分については、同様の取り扱いとなります。

2点目は、特定地域型保育事業所の市町村が認めた場合における連携施設の緩和についてでございます。

特定地域型保育事業所、小規模保育事業所等についてですけれども、保育内容の支援、代替保育の提供、卒業後の受け皿の確保について、連携施設として認可保育所等を確保しなければなりませんでしたが、今回の連携施設の要件緩和がされ、市町村が特定地域型保育事業者による代替保育を提供する連携施設の確保が困難であると認める場合に限って、一定の要件を満たす場合について要件を緩和するものでございます。

基山町の特定地域型保育事業所については、2事業者とも基山保育園が連携施設となっておりますので、今回の改正についての影響はございません。

3点目は、特定地域型保育事業所の連携施設等を確保しないことができる経過措置を5年延長するものでございます。こちらについては、特定地域型保育事業所認可時の要件に連携施設の確保がございしますが、こちらについて5年間延長するものでございます。

こちらについても、2点目の変更内容と同様、基山町の特定地域型保育事業所については、2事業者とも認可当初から基山保育園が連携施設になっておりますので、今回の改正についての影響はございません。

4点目についてです。

改正法における文言、「支給認定」を「教育・保育給付認定」等の文言への変更や条項ずれに伴う改正でございます。

資料の22ページ以降に新旧対照表のほうをおつけしておりますので、後ほど御確認のほどお願いいたします。

今回の条例改正は、令和元年10月1日から施行ということでお願いしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（品川義則君）

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。亀山定住促進課長。

#### ○定住促進課長（亀山博史君）

それでは、議案第31号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約の変更について、説明をさせていただきます。

議案書は25ページでございます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律——いわゆるPFI法でございまして——第12条の規定に基づき、平成30年4月12日に議決された議案第18号 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約について、今回、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第15号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案資料の46ページをごらんください。

本事業を遂行するに当たり、特別目的会社、SPCでございますタウンプランニング株式会社と令和元年8月23日付で事業変更仮契約を締結いたしました。変更内容につきましては、契約代金額が9億5,162万1,432円から9億4,109万7,694円となるものでございます。

資料の47ページをごらんください。

事業仮契約に係る契約代金等の根拠資料でございます。

変更の要因としましては、消費税率の改定と選定事業者、SPCが事業資金としてあらかじめ借り入れを行ってございました基準金利の変更によるものでございます。

消費税率改定により、事業費に係る消費税額は395万324円の増額となりますが、基準金利の変更により1,447万4,062円の減額となりましたことから、トータルで1,052万3,738円の減額となりました。

なお、基準金利につきましては、10年間の固定でございますので、次回、金利の改定までは変更契約額は今回のものでいくというふうな形になります。

以上のとおり、基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約について、変更契約を行うに当たりまして、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（品川義則君）

次に、議案第32号、議案第33号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

#### ○建設課長（古賀 浩君）

それでは、議案第32号の説明をいたします。

議案書26ページでお願いいたします。また、48ページから51ページに資料を添付しております。

議案第32号 公工30補（繰）第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ天井）請負契約について、御説明をいたします。

資料の48ページ、建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

資料の49ページ、基山町入札成績表を添付しております。

資料の50ページ、51ページ、工事の内容をして添付しております。工事の内容では、天井の改修を行い長寿命化を図るものでございます。

それでは、議案書26ページをお願いいたします。

8月19日に指名競争を行い、入札には5社が参加し、株式会社堀田工務店が8,300万円で落札をいたしました。議案にあります請負代金額は、落札額に消費税及び地方消費税を加えた金額で9,130万円でございます。

内容といたしましては、追加資料の2ページに工事の工程表の予定を提出しております。

資料2ページをお願いいたします。

工事場所は総合体育館アリーナでございます。仮設工事にて足場、天井までの足場を行います。解体及び吊り天井補強、天井材張りかえを行いアリーナの工事を終了する予定でござ

います。期間中、足場がございませぬので、利用ができませんので、9月より1月中旬までアリーナの利用停止を行う予定でございませぬ。

以上、請負契約の議決に関する御説明を終わります。

御審議いただき御可決いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第33号 平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明をいたします。

議案書27ページでございませぬ。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案の提出をしております。

議案書の中ほど、未処分利益剰余金716万7,107円を資本費に組み入れるため減額をいたします。

別冊の基山町下水道事業会計決算書5ページをお願ひいたします。

平成30年度の決算に伴いまして、事業剰余金処分を案で提出しております。今回、それに伴う剰余金の議決をお願ひ申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞ御審議賜りまして、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（品川義則君）

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

#### ○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第34号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、説明をさせていただきます。

議案書28ページをお願ひいたします。

今回の協議につきましては、佐賀西部広域水道企業団が共同処理する水道事業に令和2年4月1日に西佐賀水道企業団を構成する市町が加わることに伴い、同年3月31日をもって西佐賀水道企業団を解散することとなり、同年同日をもって佐賀県市町総合事務組合から脱退させることとなります。

そのため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございませぬ。

改正内容は、議案書29ページ及び議案資料52ページ、53ページにありますように、西佐賀水道企業団を削除するものでございませぬ。

また、施行日は令和2年4月1日となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（品川義則君）**

次に、議案第35号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

**○財政課長（平野裕志君）**

それでは、議案第35号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案書30ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,539万7,000円を追加し、予算総額を75億7,652万3,000円とするものでございます。

議案書の31ページ、32ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、1款. 町税を2,144万8,000円、9款. 地方交付税を2億9,347万8,000円、14款. 県支出金を1,269万7,000円、15款. 財産収入を1,614万6,000円、18款. 繰越金を1億3,663万7,000円、19款. 諸収入を2,971万5,000円、20款. 町債を5,282万7,000円増額し、17款. 繰入金を2億9,502万6,000円の減額をお願いいたしております。

次に、33ページ、34ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費を1億2,038万5,000円、3款. 民生費を2,198万円、8款. 土木費を3,233万5,000円、11款. 災害復旧費を6,895万6,000円、13款. 諸支出金を1,762万2,000円増額し、また、予備費を28万3,000円増額することで調整を図らせていただいております。

35ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

追加分につきましては、林道岩坪線に係る農林施設災害復旧事業に110万円、町道小松・古屋敷2号線などの町道に係る公共土木施設等災害復旧事業として、2,740万円の追加をお願いしております。

次に、変更分につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が2億4,282万円となりましたので、2,432万7,000円の増額をお願いいたしております。

それでは、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1款. 町税につきましては、本年度の賦課実績及び調定額の見込みにより補正をお願いしております。1項. 町民税、1目. 個人、1節. 現年課税分は、均等割額、所得割額を合わせて328万3,000円の増額、2目. 法人、1節. 現年課税分は、8号法人、9号法人の増により均等割額に454万円の増額をお願いしております。

次に、4ページの2項1目. 固定資産税、1節. 現年課税分では、償却資産の伸びなどにより1,246万7,000円の増額をお願いしております。

次の5ページ、3項1目. 軽自動車税、1節. 現年課税分では、登録台数の増により148万4,000円の増額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

8款1項1目1節. 地方特例交付金につきましては、交付決定により261万1,000円の増額をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方交付税では、普通交付税の交付決定により2億9,347万8,000円の増額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

12款. 使用料及び手数料、1項. 使用料、5目. 教育使用料では、合宿所の本年度中の運営を直営とすることにより増額をお願いしております。

2節. 社会教育使用料に合宿所使用料45万6,000円の増額、4節. 行政財産使用料に食堂施設使用料12万7,000円の増額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金に子ども・子育て支援交付金291万5,000円の増額をお願いしております。これは新しい子育て交流広場と病後児保育室の備品購入や子育てガイドブック改訂に係るものです。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に地方創生推進交付金100万円の増額をお願いしております。これは健康ブランド化推進事業に係るものでございます。

10ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、2項. 県補助金、1目. 総務費県補助金、2節. 総務管理費補助金では、

地方の担い手不足対策などのための移住支援事業費補助金として90万円の追加をお願いしております。

6節. 地域活性化事業費補助金では、さが未来アシスト事業費補助金257万6,000円の追加をお願いしております。これは歴史的資源を活かした多世代活性化事業やきやまづくり大学事業、多世代交流拠点活用事業などに係るものでございます。

2目. 民生費県補助金、2節. 児童福祉費補助金では、国庫補助金と同様に子ども・子育て支援事業費補助金として291万5,000円の増額をお願いしております。

次に、3目. 衛生費県補助金、1節. 保健衛生費補助金に先天性風しん症候群の発生を予防するための風しん予防接種事業費補助金として74万2,000円の追加をお願いしております。

次に、8目. 災害復旧費県補助金、1節. 農林水産施設災害復旧費補助金では、林道岩坪線に係る林道施設現年発生災害復旧費補助金として126万2,000円の追加をお願いしております。また、京ノ坪地区の農業用水路に係る農地農業用施設現年発生災害復旧費補助金として422万5,000円の追加をお願いしております。

12ページをお願いいたします。

15款. 財産収入、2項. 財産売却収入、1目. 不動産売却収入、1節. 土地売却収入に1,614万6,000円の追加をお願いしております。これは旧中央公民館跡地の一部を代替地として売却したことによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、3目1節. 公共施設整備基金繰入金に3億5,000万円の減額、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に5,470万6,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

15ページをお願いいたします。

18款. 繰越金には、1億3,663万7,000円の増額をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、4項. 受託事業収入、2目. 教育費受託事業収入、1節. 文化財調査受託事業収入では、古寺遺跡発掘調査受託事業収入として463万3,000円の追加をお願いしております。宅地開発に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。

5項3目2節. 雑入に鳥栖地区広域市町村圏組合負担金過年度返還金として、1,420万9,000

円の追加をお願いしております。前年度分の精算分でございます。

次に、障害児入所給付費等過年度返還金769万9,000円につきましては、前年度に歳入予算化しておりましたが、収入未済となりましたので過年度分として計上いたしております。

次に、基山保育園給食費として207万4,000円の追加をお願いしております。これは幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。

19ページをお願いいたします。

20款. 町債につきましては、第2表 地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

補正額の合計といたしましては、5,282万7,000円の増額となります。

続きまして、歳出でございます。

21ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費、7節. 賃金に臨時雇賃金106万3,000円の増額をお願いしております。これは職員の病休等による人員不足を補うためのものでございます。

2目. 文書管理費、18節. 備品購入費では、シュレッダー2台を購入するため129万円の増額をお願いしております。

次に、5目. 財産管理費、11節. 需用費に庁舎1階ホールの天井照明の取りかえや庁舎1階多目的トイレのウォシュレット化のほか、町有地のり面の修繕などのものとして修繕料を298万1,000円の増額をお願いしております。

13節. 委託料では、高木街路樹の剪定のために356万4,000円の増額をお願いいたしております。

22ページをお願いいたします。

6目. 企画費、19節. 負担金補助及び交付金に地方の担い手不足対策などのための移住支援金として120万円の追加をお願いしております。

次に、8目. 財政調整基金費、25節. 積立金に7,590万円の追加をお願いしております。これは地方財政法の規定により、決算剰余金の2分の1以上を積み立てることとなっておりますので、2分の1相当額をお願いいたしております。

また、11目. 公共施設整備基金費、25節. 積立金に1,614万6,000円の追加をお願いしております。これは旧中央公民館跡地の一部を代替地として売却した代金を積み立てるものでござ

ございます。

次に、15目．広報情報費、12節．役務費に基山っ子みらい館のためのイントラネット接続手数料274万3,000円の追加をお願いしております。

13節．委託料には、文書ファイルサーバ更新委託料1,355万1,000円の追加をお願いしております。老朽化、サポート切れ等による更新を予定いたしております。

27ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費にD I Yサポーター養成講座に係るものとして、11節．需用費に消耗品や18節．備品購入費に施設備品60万5,000円などの追加をお願いいたしております。

28ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費では、子育てガイドブックの改訂のために11節．需用費に印刷製本費15万6,000円と13節．委託料に作成業務委託料24万6,000円の追加をお願いいたしております。

18節．備品購入費では、病後児保育室の家具類及び電化製品などの備品購入のため、83万8,000円の追加をお願いいたしております。

次に、2目．保育所費です。

3節．職員手当等に時間外勤務手当177万3,000円の増額をお願いし、7節．賃金では73万6,000円の減額をお願いしております。

18節．備品購入費では、基山っ子みらい館の分として、1,499万9,000円の追加をお願いしております。

19節．負担金補助及び交付金では、基山っ子みらい館の建設に伴う消火栓設置負担金220万円の追加をお願いいたしております。

29ページをお願いいたします。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費では、産後鬱の予防や新生児への虐待防止等を図るため、13節．委託料に産婦健康診査業務委託料18万円、20節．扶助費に産婦健康診査助成費42万円の追加をお願いしております。

また、医療機関等での宿泊型産後ケアのために13節．委託料に産後ケア業務委託料10万円の追加をお願いいたしております。

次に、2目．予防費、13節．委託料に佐賀県風しん予防接種事業のためのものとして、各

種予防接種委託料142万2,000円の増額をお願いしております。

次に、4目．健康増進費、13節．委託料に健康ブランド化推進事業委託料200万円の追加をお願いしております。これは地方創生推進交付金事業として行うもので、久留米大学と連携し、健康増進計画の具体的な推進を図るものでございます。

32ページをお願いいたします。

6款．農林水産業費、2項．林業費、2目．林業振興費、15節．工事請負費に事業費の増により林道寺谷線道路改良工事148万4,000円の増額をお願いしております。

25節．積立金には、森林環境譲与税基金積立金137万円の追加をお願いしております。これは森林環境譲与税のうち、森林所有者の意向調査経費を除いた分を積み立てるものでございます。

33ページをお願いいたします。

7款1項．商工費、1目．商工総務費、19節．負担金補助及び交付金に企業立地促進特区補助金343万8,000円の追加をお願いしております。これは進出企業に対する電気料金の補助になります。

35ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目．道路維持費、11節．需用費に町道の修繕料として144万3,000円の増額をお願いしております。

15節．工事請負費では、町道黒谷線、牛会・八ツ並線に係る町道舗装補修工事383万5,000円、箱町・麦尾線に係る町道維持補修工事2,277万8,000円、合わせまして、2,661万3,000円の増額をお願いしております。

次に、2目．道路新設改良費では、駅前広場改修事業の予算組みかえを行っております。

13節．委託料で工事設計業務委託料を200万3,000円減額し、同額を15節．工事請負費に増額をお願いいたしております。

36ページをお願いいたします。

3項．都市計画費、1目．都市計画総務費、13節．委託料では、けやき台調整池浚渫業務委託料として200万円の追加をお願いしております。

42ページをお願いいたします。

10款．教育費、4項．社会教育費、1目．社会教育総務費では、13節．委託料で指定管理料を218万5,000円減額し、運營業務委託料を129万9,000円増額するなど、合宿所の本年度中

の運営を直営とすることによる予算の組み替えをお願いいたしております。

次に、3目. 文化財保護費では、宅地開発に伴う古寺遺跡発掘調査事業に係る作業員賃金などの追加をお願いいたしております。

45ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、1目. 農地農業用施設災害復旧費、15節. 工事請負費に京ノ坪農業用水路に係る農地農業用施設災害復旧工事650万円、丸林地区農業用水路に係る農地農業用施設過年災害復旧工事1,576万3,000円、合わせまして2,226万3,000円の追加をお願いしております。

次に、2目. 林業施設災害復旧費では、15節. 工事請負費に岩坪線に係る林道施設災害復旧工事252万5,000円の追加をお願いしております。

46ページをお願いいたします。

2項. 公共土木施設災害復旧費、1目. 公共土木施設災害復旧費、11節. 需用費に小松・古屋敷2号線等の町道に係る修繕料1,205万6,000円の追加をお願いしております。

12節. 役務費では、土砂等撤去手数料として、過年度分も合わせて1,650万円の追加をお願いしております。

15節. 工事請負費では、白坂地区の里道に係る公共土木施設災害復旧工事638万3,000円、北部丘陵緑地に係る公共土木施設過年災害復旧工事844万円、合わせまして1,482万3,000円の追加をお願いしております。

47ページをお願いいたします。

12款. 公債費につきましては、本年度中の償還予定額により、元金につきましては667万9,000円、利子につきましては、35万8,000円の減額をそれぞれお願いしております。

48ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金、23節. 償還金利子及び割引料に国県支出金返納金1,762万2,000円の増額をお願いしております。

内訳につきましては、議案資料の68ページに掲載をいたしております。後もってお目通しをお願いいたします。

49ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回、28万3,000円を増額し、調整を図らせていただいております。

以上で令和元年度基山町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（品川義則君）**

次に、議案第36号、議案第37号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田茂喜君）**

それでは、議案第36号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の36ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,531万6,000円の追加をお願いし、総額を20億9,203万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、主に国民健康保険税の当初賦課額の確定、前年度からの繰越金の確定等によるものでございます。

補正内容の詳細につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

説明は主なもののみとさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項の国民健康保険税については、まとめて説明いたします。

国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、全体で2,714万1,000円の増額をお願いしております。

主な理由は、当初予算算定時からの被保険者の増と課税標準額総額の増によるものです。

5ページをお願いいたします。

7款2項1目1節、財政調整基金繰入金でございます。2,500万円の減額をお願いしております。

これにつきましては、平成30年度からの繰越金の額を考慮しまして、基金からの繰り入れが現在のところ不要と判断したものでございます。

6ページをお願いいたします。

8款1項1目1節の繰越金でございます。平成30年度の歳入歳出差引残高が確定しましたので、6,303万1,000円の増額をお願いしております。

要因としましては、平成31年1月、2月分の療養給付費の支出が見込み以上に少なかった

ため、平成30年度の保険給付費の支出残額が6,400万円程度あったことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

9款3項1目28節、繰出金の一般会計繰出金でございます。22万9,000円をお願いしております。平成30年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算を行うものでございます。一般会計の歳入、17款2項4目1節に同額を計上しております。

最後に10ページをお願いいたします。

10款の予備費でございます。今回、6,466万7,000円の増額をお願いしております。

例年より高額の予備費としておりますが、昨年同時期の補正では、財政調整基金への積立金や療養給付費負担金の返還金を計上しておりましたが、今年度は、まだ佐賀県への返還予定の普通交付金の精算が出されていないため、今回、予備費への計上により財源調整をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の39ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,917万7,000円の追加をお願いし、総額を2億6,267万3,000円とするものでございます。当初賦課額の確定によるものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。説明は主なもののみとさせていただきます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料でございます。まとめて御説明いたします。

令和元年度の本算定による当初賦課額が確定いたしましたので、1,411万8,000円の追加をお願いしております。こちらは、被保険者の増によるものでございます。前年度本算定から約35名被保険者がふえていることになっております。

5ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金でございます。平成30年度の歳入歳出差引残高が確定いたしました

ので、502万7,000円の追加をお願いしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。収納した保険料は全て広域連合へ支出をすることになっておりますので、1,910万5,000円の追加をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

4款2項1目の一般会計繰出金でございます。平成30年度に一般会計から繰り出しました事務費の精算でございます。4万1,000円を計上しております。一般会計の歳入のほうに17款2項2目1節に同額を計上しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（品川義則君）

次に、議案第38号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

#### ○建設課長（古賀 浩君）

議案第38号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

説明では、議案により説明し、内訳を基山町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画兼事項別明細書により説明をいたします。

議案書42ページをお願いいたします。

第2条、令和元年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入では、第1款第2項、営業外収益525万7,000円の増額をお願いし、合わせて2億2,720万4,000円といたします。

収益的支出では、第1款第1項、営業費用160万3,000円の増額をお願いし、合わせて3億3,322万1,000円といたします。

下水道事業収益では、補正後4億354万4,000円となります。

下水道事業費用支出では、補正後3億8,433万9,000円となります。

第3条、令和元年度基山町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的収入では、第1款第4項、基金繰入金356万9,000円の減額をお願いし、第4項、基

金繰入金では4,532万6,000円といたします。

第1款. 資本的収入では、合わせて5,427万7,000円となります。

資本的支出では、第1項. 建設改良費8万5,000円の増額をお願いし、第1項、建設改良費では4,159万円といたします。これで資本的支出では、1億4,989万3,000円となります。

それでは、令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

資料87ページをお願いいたします。

事項別明細書では、1ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。1款. 収益的収入、2項. 営業外収益、4目. 資本費繰入収益を9,632万9,000円の減額をし、第2項、他会計補助金へ組み替えます。これは平成30年度決算から仕入控除税額分を資本費から他会計へ組み替えるものでございます。

事項別明細書2ページをお願いいたします。

5目. 消費税及び地方消費税還付金525万7,000円を増額いたします。これは30年度分中間納付の還付金でございます。

収益的支出でございます。

1款. 下水道事業費用、1項. 営業費用、1目. 管渠費5万3,000円の増額をお願いいたします。これは陥没の補修に使用するクラッシュランの材料費でございます。

3ページをお願いいたします。

3目. 処理場費、修繕費149万円を増額いたします。これはニュータウン処理場ポンプ修繕費でございます。

6ページをお願いいたします。

次に、資本的収入でございます。主なものについて御説明いたします。

1款. 資本的収入、4項. 基金繰入額、1目. 基金繰入額を356万9,000円の減額をし、収支均衡のため調整をいたします。

7ページをお願いいたします。

次に、資本的支出でございます。

主なものについて御説明いたします。

1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、1目. 下水道整備費、修繕費408万5,000円の増額をお願いしております。これはニュータウン処理場内のポンプ修繕費でございます。

委託料、700万円の減額をお願いしております。これは都市計画決定、変更図書作成業務の確定見込みによる減額でございます。

工事請負費300万円の増額をお願いしております。これは新たに住宅地として整備される環境整備費でございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を168万8,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額5億3,423万2,000円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（品川義則君）**

詳細説明の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時1分 休憩～

～午後1時 再開～

**○議長（品川義則君）**

休憩中の会議を再開します。

次に、認定第1号から認定第3号までの平成30年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。酒井会計管理者。

**○会計管理者（酒井智明君）**

それでは、平成30年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の各特別会計の決算に係る詳細説明をさせていただきます。

平成30年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調製し、一般会計及び特別会計の諸書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出をいたしております。

町長は決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告がなされます。

平成30年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 平成30年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、

決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を提出いたしております。また、決算関係資料を認定資料として提出いたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては先ほど町長が説明をされましたので、私のほうからは実質収支に関する調書・財産に関する調書等について説明をさせていただきます。

それでは、別冊の実質収支に関する調書・財産に関する調書等の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が83億4,925万9,000円、歳出総額が79億6,894万9,000円で、歳入歳出差引額が3億8,031万円となっております。平成30年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が2億2,867万2,000円でございますので、実質収支額は1億5,163万8,000円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額が21億3,189万9,000円、歳出総額が20億5,686万8,000円となっており、実質収支額は7,503万1,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が2億4,090万2,000円、歳出総額が2億3,587万3,000円となっており、実質収支額は502万9,000円となっております。

続きまして、財産に関する調書について説明いたします。

4ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物につきましては、その主なものを説明いたします。

まず、土地の公共用財産の公衆用道路3,755.86平方メートルの増につきましては、開発行為による町道への帰属や寄附及び林道寺谷線の拡幅に伴う用地買収によるものでございます。

次に、町営住宅2,241.70平方メートルの増につきましては、普通財産として管理していた旧庁舎跡地にアモーレ・グランデ基山を建設したことに伴い、行政財産に所管がえを行ったことによるものでございます。

福祉施設5,998平方メートルの増につきましては、町立保育所等建設用地を基山町土地開発公社から取得したことによるものでございます。

次に、普通財産の土地の2,878.71平方メートルの減につきましては、先ほど申しましたアモーレ・グランデ基山の建設により行政財産に所管がえを行ったことによる減と実松川の拡

幅に伴う旧中央公民館用地の一部を売却したことによる減でございます。

次に、建物非木造の普通財産1,286.41平方メートルの減につきましては、旧庁舎と旧中央公民館を解体したことによるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

山林及び出資による権利についてでございます。

これにつきましては平成30年度中の増減はございません。

次に、6ページから8ページをごらんください。

物品関係でございます。物品につきましては50万円以上の物品について計上いたしております。

主なものとしたしましては、普通自動車1台を廃棄し、またデジタルサイネージ1台、運動厚生用具でアークトレーナー等3台を新たに購入しております。

9ページをお願いいたします。

基金関係の主なものについて説明をいたします。

まず、財政調整基金の8,514万7,000円の減につきましては、55万3,000円の利子と7,030万円の積み立てから1億5,600万円の一般会計への繰り入れを減額したものでございます。

減債基金の2,494万円の減につきましては、6万円の利子積み立てから2,500万円の一般会計への繰り入れを減額したものでございます。

ふるさと応援寄附基金の4,420万5,000円の減につきましては、50万2,000円の利子と3億8,529万5,000円の積み立てから4億3,000万2,000円の一般会計への繰り入れを減額したものでございます。

地方創生拠点整備基金の2億8,377万1,000円の増につきましては、2億9,403万1,000円の積み立てから1,026万円の一般会計への繰り入れを減額したものでございます。

10ページから16ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけております。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書のほか、決算関係資料を提出しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、平成30年度各会計の決算についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議賜り認定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

基山町下水道事業会計決算の詳細説明をいたします。

平成30年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調製し、下水道会計の諸書類、その他政令で定める書類とあわせて提出しております。

それでは、平成30年度基山町下水道事業会計決算書の冊子をお願いいたします。

平成30年度基山町下水道事業会計決算の認定についての議案においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業剰余金処分計算書（案）、下水道事業報告書、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出いたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明書については、先ほどの町長の説明と重複いたしますので、省かせていただきます。

それでは、別冊の平成30年度基山町下水道事業会計決算書をお願いいたします。

1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出については主要な施策の成果の説明と重複いたしますので、3ページの下水道事業損益計算書からお願いをいたします。

3ページをお願いいたします。

下水道事業損益計算書でございます。

営業収益が1億6,513万3,099円、営業費用が3億1,382万4,787円、営業外収益が2億2,369万4,112円、営業外費用4,461万4,997円となっており、経常利益が3,038万7,427円となっております。

5ページをお願いいたします。

下水道事業剰余金計算書でございます。

前年度末資本合計10億1,948万9,968円、当年度純利益3,042万4,881円を加えた10億4,991万4,849円が当年度末の資本合計額となっております。

また、平成30年度は下水道事業剰余金処分をお願いし、716万7,107円を処分し、資本金へ組み入れることで計上をいたしております。

決算書6ページから9ページまでが下水道事業貸借対照表でございます。

それでは、9ページの資本の部をお開きください。

資本の部につきましては、資本金が9億2万9,638円、剰余金合計が1億4,988万5,211円となっており、負債の部、資本の部合計で54億2,865万4,370円となっております。

12ページからは平成30年度基山町下水道事業報告書となっております。

決算内容の詳細につきましては、決算報告書のほか、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表のほか、決算附属書類として事業収益明細書、事業費用明細書のそれぞれの明細書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

なお、下水道事業会計は平成30年4月1日から平成31年3月31日となっております。

以上をもちまして、平成30年度下水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議賜り認定いただきますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（品川義則君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

#### ○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

7月1日付で監査委員に就任いたしました太田博史でございます。4年前までの4年間、監査委員を務めていたんですが、このたび再度、監査委員を務めさせていただくことになりました。前任者の過能さんからはきちっとした引き継ぎを受けております。私も監査の職務を誠実かつ厳正に遂行する決意でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、平成30年度基山町一般会計・特別会計の決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページです。

まず、審査の対象ですが、平成30年度基山町の一般会計と2つの特別会計の決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査しました。それから、特定の目的のために資金を運用する基金として設けられました基山町土地開発基金など、3つの基金の運用状況を審査しております。

審査の期間は7月2日から7月31日まで、天本監査委員とともに審査をしております。

審査の方法ですが、決算計数の正確性、予算の執行状況などにつきまして、通常実施すべき審査事項について審査をしております。

また、各課から多くの関係資料を提出していただいております。合計で562ページの決算資料を提出していただきました。その結果は6ページ以降の審査の内容に記載しております。

す。

次に、審査の結果ですが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式に準拠しており、かつ決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であるものと認めました。

また、基金につきましては、その設置目的に沿って適切に運用されていると認めました。

歳入歳出予算の執行状況につきましては、その予算の目的に従い、おおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、預金につきましては、毎月、現金出納検査で銀行の残高証明書で合致していることを確認しております。

決算審査の意見につきましては2ページから5ページに記載していますが、補足説明をさせていただきます。

この意見書は、財政運営の健全性と町の活性化を主眼とした意見書になっております。

2ページ目、(1)国民健康保険特別会計の収支状況です。

国民健康保険の保険税収入が平成30年度は3億8,100万円になりました。これに対して町で負担しています保険給付費が13億8,600万円、約10億円多い保険給付費を町が負担しているという現状が続いております。平成30年度からは制度が変わりまして、佐賀県が財政運営の責任主体となりまして、保険給付に必要な費用は全額市町に対して支払うということになりました。その費用として、基山町は佐賀県のほうから14億7,000万円という金を支給されております。それでも不足した分として、一般会計から平成30年度は1億2,800万円の繰り入れがされております。毎年、大体こういう金額の繰り入れがされています。ただ、国からの補助金が町のほうに入っていますので、平成30年度は実質3,100万円ぐらいの繰り入れということになっていることらしいです。

国民健康保険は特別会計です。本来、特別会計というのはそれ自体で採算をとるとというのが原則です。多額の繰り入れが限りなく続けられているのはやはりルール違反と考えられます。運営が苦しいとしても、保険制度の建前を崩さないことを原則にすべきだと考えます。保険ですから、収支が合わなければ保険税を上げるのが、建前としてはそういう考えがいいというふうに考えます。それと、他の健康保険制度に入っているサラリーマンなどから見れば、自分が納めた税金が他の住民の国民健康保険に多額に繰り入れられているというのはおかしいと思うと考えられます。

いずれにしても、町としては保険給付費の負担を減少するための方策をさらに積極的に推進するように努めていただきたいと思います。保険給付費が下がれば値上げとかいうことにはならないと思いますので、この対策に努力をしていただきたいと思います。基山町は福祉課のほうで相当頑張ってくれていまして、県からも団体表彰をいただいているというぐらい頑張ってくれています。先日、各家庭に基山町健康増進計画という冊子が配布されましたけれども、この計画をさらに辛抱強く推し進めるということが重要と考えます。

(2)歳入の確保についてです。

町税の収入が、ここ2年ほど1,100万円減少しているというのが今の現状です。

決算審査をするに当たりまして、私のほうが全課に歳入増の対策で効果が上がった対策があれば報告してくださいというのを求めたんですが、実は1課を除いて該当なしという回答でした。実は平成30年度はトータル歳入増加しているんですね。だから、国庫支出金は前年に比べて1億2,600万円ふえていますし、旧公民館を売った金が1億4,200万円歳入に入っています。これは当然報告に上がるべきだったと思うんですが、私のほうの質問の仕方がまずかったとは思いますが、どうも歳入をふやすということに対する町職員の関心がちょっと薄いのかなという感じを受けております。

議会のほうも、6月議会の一般質問で歳入増に対する質問というのはなかったですね。去年の12月は命名権であったみたいですが、6月はなかったと思います。どうも関心が薄いのかなということで、このテーマを挙げさせてもらいました。

民間企業では歳入増、売上高増、これに要は最大の努力をしているわけですね。市町村の場合、目的が福祉の増進ということですから、民間企業とは目的が違うんだと思うかもしれませんが、歳入がふえれば、結局は福祉の増進につながりますよね。というふうに考えます。

新しい事業をやるには、やはり財源が要ります。平成30年度の決算では歳入はふえていますが、それは繰越明許の事業が、多額の国庫補助金が平成30年度に入金されたということが大きいんですね。今年度は繰越明許の事業の支払いが多額に出ることになりますので、今年度の決算の収支は非常に厳しいものになるというふうに予想されます。ということで、自主・自立的な財政運営を実現するため、あらゆる角度から歳入の確保に努めていただきたいと思います。

特に自主財源、これをふやすための具体策をここに4項目挙げさせてもらっています。

町民税、固定資産税、これは基山町の徴収率は非常に高いんですね。高いんですが、滞納

額としましては3,200万円あるんですよ。これはやはり公平性の確保の観点からしても、さらなる徴収に努めていただきたいと思います。

それから、固定資産税の長期収入を図るには、企業誘致をさらに進めていただく。企業誘致がうまくいけば雇用もふえますし、経済的効果は非常に大きいと思います。固定資産税が長期に入ってくるということになりますからね。

それから、保有資産の有効活用、広告収入の拡大、命名権について積極的に検討していただきたいと。12月議会で命名権の質問があったみたいなんですけど、その後どういうふうになっているんでしょうかね。

それから、19款5項3目2節に雑入という項目があるんですが、これが66項目で9,500万円の収入がっております。これは雑入というのは個々に予算を計上していない項目なんです。これをやはり予算を計上してしっかり管理することによって、漏れとか誤りとかいうことが予防できるんじゃないかと思いますので、そういうことも検討していただきたいなというふうに考えます。

それから、これも歳入の確保の対策になるんですが、3ページ、ふるさと応援寄附金です。

平成29年度、平成30年度と10億円を超える多額の寄附金が寄せられています。これは基山町の熱意あふれる施策の成果と評価できると考えます。この制度は財源の少ない自治体にとっては大変魅力的な制度ですね。地場産業の活性化の手法としても効果的であると考えます。

今、ふるさと納税というのはお金以外でも物納でも認められているみたいです。太陽光発電の余剰電力を自治体に寄附しているという例もあるようです。今後も積極的にこの制度を活用していただきたいと思います。

4点目、町債残高と償還金利子です。

町債残高が平成30年度末で61億3,300万円ありました。これは10年前、平成20年度に比べると8.7億円減っています。それに伴って、支払い利子、償還金利子が10年前に比べて1億100万円減少しています。ということは、この減少した分だけ他の支出に回せたということが言えると思います。こういうふうに借入金を減少することは非常に意義が大きいと言えます。

平成30年度は災害復旧事業費（投資的経費）に2億3,000万円支出したにもかかわらず、町債残高は8,400万円減少しています。私は町債残高、借入金残高というのは健全な財政運

営の最も重要な勘定科目というふうに考えています。今後も借入金については注視していきたいと考えています。

次、(5)減債積立金基金と繰上げ償還です。

繰り上げ償還ですけれども、平成29年度、平成30年度は実施できなかったんですが、平成28年度は1億500万円の繰り上げ償還で、利息で削減できたのが1,600万円ということですね。要はここで言いたかったのは、繰り上げ償還が実行できれば、それ以後に支払わなければいけない多額の支払い利子が削減できます。できるものはないか、毎年必ず確認してくださいということです。

これはかなり前の大分県の例なんですけど、繰り上げ償還、借りかえをやろうとすればやれたのに実行しなかったと。そのために10年間で支払い利子の損失が8億円発生したという件で訴訟になった例がありましたので、念のため、確認のため取り上げさせてもらいました。

4ページです。消費税増税の対策です。

いよいよ延び延びになっていました消費税が10月1日から2%増税されます。ここで言いたかったのは、一般会計では消費税の申告はしておりませんので、消費税分として上乘せして支払う2%分というのはそのまま歳出がふえるという認識を持って対応していただきたいということです。

7点目、業務改善活動です。

基山町は改善提案制度がありまして、毎年、改善提案の提出を求めているんですが、平成30年度は極端に減って1年間で2件だけということだったみたいです。私はこれらの実務を基点とする改善提案というのは、職員による事務改善の実践として重要な意味があるというふうに考えるんですが、皆さんどうも余り重要とは考えていないみたいです。改善すべき業務はたくさんあると思います。改善活動というのは、本来、各部門がみずから取り組む作業です。現実には規制があって改善ができてにくいよという面もあるとは思いますが、ここはやはり課長みずからが自部門の職員の業務改善に積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、業務改善に結びついた提案は、マニュアル類等を改定して、確実に次の担当者にそのノウハウを引き継がれるようにしていただきたい。実際は改善しているんだけど、提案には書いていないよというものもあると思います。ただ、そういう改善された業務についても、次の担当者には引き継がれるノウハウの蓄積ができるようにしていただきたいなというふう

に思います。

(8)新地方公会計制度に基づく財務諸表。

総務省のほうから新地方公会計基準に基づいた財務諸表の整備を平成30年3月までに完了するような要請がありまして、全国の全ての市町村、地方公共団体が財務諸表を作成し終えたようです。基山町も外部委託ですが、作成されております。ですが、現段階では活用されていないというのが現状です。

ただ、現行の決算というのは現金主義会計・単式簿記で行うということが地方自治法で定められていますから、自治法が変わらない限り、今後も引き続き現行どおりの決算が行われるということになるんですが、この新しい財務諸表4表というのは、それらを今、補完するものということで総務省からの要請があっているということだと思います。しかし、平成30年度の財務諸表が作成されるのが何と来年2月ぐらいになるらしいんですね。これは一部事務組合とか、そういうのもあって、連結でつくられるので、非常に遅いんですね。こんなので出てきたら、この意見書にはもちろん書けませんよね。もっと早く自力でつくれるようにしたらいいなとは思いますが。

総務省のほうも研修会を盛んに開いているようですし、どう活用したらいいか、まだまだ模索中というふうに思われます。東京都は平成18年4月から複式簿記・発生主義に変えているんですね。石原慎太郎さんが知事の時代に始めたらしいんですが、慎太郎さんが自分の本の中で私の一番大切な改革だったというふうに書いています。やはりこの制度というのは活用できるいい制度だと思います。大阪市も平成27年にはこの方式に変えているということみたいです。

いずれにしても、より効率的な行政運営に生かす段階に移行してきています。今後は私のほうも有効な利活用が図れるようなことを研究したいというふうに思っております。

5ページです。(9)町立図書館についてです。

「図書館年鑑2018」によりますと、平成28年度の個人貸出数が全国2万人未満の町村で1位であるというのが載ってました。図書館が活用されているかどうか等を見るポイントの指数というのは、私は個人貸出数だというふうに思っているんですが、これが全国1位ということなんです。平成29年度、平成30年度はまだ発表されていないんですけど、ずっとこういうふうに伸びていますから、全国1位は間違いのないと思います。平成28年度も抜群の1位ですね。これだけ多くの人に利用されているということは大いに評価できると考えます。たくさ

んの住民に活用されているというのは、やはり館長、スタッフの努力が非常に大きいと思います。祭日も開いていますし、先ほどいろいろありましたイベントもいろいろやってくれています。やはりこういう施設をつくった後の運営、管理というのは非常に重要だなということが言えると思います。

そして、当施設の建設には4億7,500万円という借入れを要しているんですが、それでもこれほどの効果が上がっているということならば、借入金というのがふえたとしても、その借入金については納得できるというふうに考えます。

(10)まとめ、総評ですが、市町村の決算の赤字とか黒字とかいうのは実質収支額で見るとは、実質収支を絶対に赤字にしないというのが財政運営の基本的な考え方になっております。基山町の場合は一般会計の実質収支で1億5,200万円の黒字決算となっております。

ただ、今の自治法では、その年度に借入れをした金額は、その年度の歳入に算入されるということになっていきますね。だから、赤字決算にしないために、借入れをして黒字に持っていくという自治体もあるようです。だから、100%に近い市町村が実質収支では黒字決算ということの発表になっています。ところが、基山町の場合は平成30年度決算では借入金残高は8,400万円減っています。だから、基山町は赤字を黒字にするための借入れは行ってないということがこれでわかると思います。

町債残高の減少分8,400万円を加えますと、2億3,600万円の黒字決算というふうになります。このような見方からして、当町の平成30年度の決算は健全な財政運営の基本は確保できたと評価できると考えます。

次に、財政力指数を載せています。

地方公共団体、地方自治体の財政の豊かさを示す指標として財政力指数というのがよく使われるんですが、ここに佐賀県の10市10町の順番を上位5ずつ載せています。これも平成28年度、平成29年度、平成30年度、順位は一緒です。これは3年間の平均で出していますからこういうことになるんだと思うんですが、玄海町が1位で、玄海町というのは原発がありますからちょっと特別だと思うんですが、鳥栖市がやっぱり高いですね。2位ですね。3番は基山町、ずっと基山町は3番なんですけど、鳥栖市とは大分離れています。3番以下はまるでひっついていて。そういう感じになって、いずれにしても、基山町は好位置をキープしているというのが現状です。

最後に、今後の財政運営なんですが、平成30年度決算では繰越明許の事業についての国庫

補助金が既に歳入にされているということがありまして、借入金の減額ができたという決算結果になっているんですが、今年度は繰越明許の事業の支出、歳出があります。多額の歳出がある。だから、今年度の決算数字というのは非常に厳しいものになることが予想される。予算はもう既にそれぞれとられているようですが、決算としては非常に厳しいものになるということが予想されます。

そこで、今後の財政運営に当たっては、一層の各種財源、歳入の確保に町職員全員で努めるとともに、これはチョボをつけていますけど、本当はもっと大きいチョボをつけたかったんですが、基金の有効活用及び借入金の縮減並びに事務事業の効率的な執行による歳出抑制・削減に努めていただきたい。でも、財政健全化というのは最終目的でありますけれども、そして、その目的とする住民のニーズを的確に把握したサービスの向上を図るとともに、基山町のさらなる活性化に努めていただきたいということで一般会計のほうは締めております。

続きまして、下水道事業会計の決算審査の報告をいたします。

意見書は別冊になっております。

この会計は毎日の取引を複式簿記で記帳しておりまして、発生主義で決算をするようになってきています。

意見書の1ページの審査の方法ですが、地方公営企業で通常実施すべき審査手続で実施しております。

次に、審査の結果ですが、審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書、各種明細書については、地方公営企業法等の関係法令に従って作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはなく、経営成績、財政状態はおおむね適正に表示されているものと認めました。

次に、審査の内容につきましては、1ページから20ページに記載されているとおりです。

最後の20ページのまとめについて補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計というのは地方公営企業法に基づいて作成されておりまして、損益計算書、貸借対照表等を作成しなければならないことになっております。

まず、損益計算書のほうなんですけど、本業の収支が1億4,800万円の赤字になっております。ですが、営業外収支で1億7,900万円の黒字になっています。差し引き3,000万円の黒字、純利益ということになっております。

実は営業外収益の中には一般会計から補助金として1億3,400万円が入っているんですね。

法律で一般会計からの繰り入れについては収益に計上するよということになっているんですが、それで3,000万円の黒字ということになっております。

ちなみに、下水道会計では消費税の確定申告をやっています。一般会計ではやっていませんけど、やっています、だから、今度2%ふえるということについても、下水道の使用料を10%でもらえるということができれば損益には全然関係ないということになります。

それから、貸借対照表なんですけど、固定資産、構築物で45億6,300万円という金額が計上されていまして。これは下水道管ですね。要は下水道のインフラ整備に45億円というお金が必要だったということがここでわかります。

複式簿記を導入して、試行錯誤はあったみたいなんですけれども、平成30年度の決算を見ますと正常な決算書になっているということが言えます。いろいろ活用できるようなデータもあるということでした。

(8)に総評を記載しております。

当町の下水道整備事業につきましては、基山町公共下水道事業全体計画書に基づき進められているが、人口が伸び悩む中、下水道収入の増加は大きくは期待できず、将来における施設整備、維持管理に多額の費用を要する状況にあるため、厳しい状況が続くものと考えられます。

今後の事業運営に当たっては、接続率の向上による収入の確保、より一層の経営の効率化やコスト削減に努め、健全な下水道財政の維持を図り、安定的なサービスの提供が行われることに努めていただきたい。

なお、維持管理費の経費回収率というのは100%を下回っておりますので、収支不足を解消するため、適正な下水道使用料の検討も行っていただきたいと思います。

また、未収入金がちょっとあるんですが、債権の管理の徹底を図り、受益者の公平な負担の観点からも縮減に取り組まれないということで結んでおります。

以上で決算審査の報告を終わります。

## 日程第25 決算特別委員会の設置について

### ○議長（品川義則君）

日程第25. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、決算特別委員会の委員の定数を12名とすること

にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（品川義則君）**

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を12名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（品川義則君）**

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後1時49分 散会～